

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査（行政監査）について、その結果を次のとおり公表します。

平成28年4月5日

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	岸 秀 隆
同	小 泉 米 造
同	清 水 勉

平成27監査年度

行政監査結果報告書

平成28年3月

奈良県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象	1
(1)	対象年度	1
(2)	対象庁舎等	1
(3)	対象業務及び対象機関	1
4	監査の実施時期	1
5	監査の実施方法	1
6	監査の着眼点	2
第2	監査の結果	2
1	業務別の契約状況（平成26年度）	2
2	仕様書の作成方法	3
3	予定価格の積算方法	3
4	他の類似庁舎等との仕様書・契約金額等の比較	4
5	契約方法	5
6	警備業務（機械警備）の契約状況	6
(1)	警備業務（機械警備）の契約方法等	6
(2)	契約方法見直しの検討状況	6
7	長期継続契約の活用状況	7
(1)	長期継続契約制度	7
(2)	長期継続契約の活用状況	8
8	複数庁舎等一括契約の状況	8
第3	都道府県調査の結果	9
1	仕様書等の標準書式やマニュアルの作成等について	9
(1)	仕様書及び契約書の標準的な書式の作成状況	9
(2)	マニュアルの作成状況	10
(3)	契約指導担当部署の状況	10
2	長期継続契約制度の導入について	11
(1)	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定状況	11
(2)	各業務ごとの長期継続契約期間（上限）の状況	11

3	警備業務（機械警備）契約の競争性の確保対策について	-----	1 2
4	複数庁舎等一括契約の実施状況について	-----	1 2
	(1) 一括契約の実施状況	-----	1 2
	(2) 一括契約を実施することによるメリット・デメリット	-----	1 2
第4	監査意見	-----	1 3
1	契約事務に関する全庁的な基準やマニュアルの作成等について	-----	1 3
2	管理委託（庁舎等）に関する長期継続契約の契約期間の見直し等について	--	1 3
3	機械による警備委託の競争性及び透明性の確保について	-----	1 4
4	複数庁舎等一括契約の促進について	-----	1 4
別表	監査対象庁舎等及び監査対象機関	-----	1 5

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

管理委託（庁舎等）の制度について

2 監査の目的

県が管理している庁舎・学校等（以下「庁舎等」という。）は、県の行政財産であり、常に適切、適正な維持管理が求められるところであるが、清掃や警備、設備の保守点検等、庁舎等の管理に係る業務の多くは外部委託され、庁舎等の管理を所管する各機関が個別に契約発注している状況にある。

そこで、管理委託（庁舎等）に係る契約について、業務仕様や契約事務の執行等の現状を調査・分析し、今後の事務執行の改善に資するため、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

3 監査対象

（1）対象年度

平成26年度（履行期間が平成26年度を含む複数年度にわたる契約を含む。）

（2）対象庁舎等

職員等が執務で使用している庁舎等で別表に定めるもの。（95庁舎）（P15別表参照）

（3）対象業務及び対象機関

対象庁舎等に係る次の業務を外部委託している機関。（83機関）（P15別表参照）
なお、対象業務については共通性の高い次の業務を選定した。

- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務（有人警備、機械警備）
- ・ 空調設備管理業務
- ・ 消防用設備保守点検業務
- ・ 自家用電気工作物保安管理業務
- ・ デマンド監視業務

4 監査の実施時期

平成27年3月から平成28年3月までの期間に実施した。

5 監査の実施方法

監査対象機関から監査調書及び関係資料の提出を求めるとともに、必要に応じ聞き取り調査を行った。

6 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

- (1) 委託業務の発注にあたっては、経済性・効率性を考慮しているか。
- (2) 委託業務の仕様は範囲・回数・内容等適切に設定されているか。
- (3) 予定価格の積算等是他庁舎等との比較も含め、適切に行われているか。
- (4) 競争性・公平性・透明性が確保されているか。
- (5) 長期継続契約は活用されているか。不都合・不便は生じていないか。

第2 監査の結果

1 業務別の契約状況（平成26年度）

平成26年度に係る業務別の契約状況は、次のとおりである。
なお、件数、金額は監査対象機関から提出された監査調書に基づき集計したものである。

(単位: 件、千円)

業務名	庁舎等数	契約締結 機関数	契約件数	契約金額
清掃業務	17	16	20	24,125
警備業務(有人警備)	2	3	3	59,907
警備業務(機械警備)	67	61	68	45,682
空調設備管理業務	24	22	39	41,629
消防用設備保守点検業務	86	73	77	7,678
自家用電気工作物保安管理業務	88	76	78	18,639
デマンド監視業務	65	50	50	3,820
2種類以上の業務の複合	51	46	51	259,424
合計	—	—	386	460,904

(注1) 複数年度にわたる契約については、平成26年度に係る契約金額を計上している。

(注2) 「2種類以上の業務の複合」とは、2種類以上の業務を一契約で委託し、そのうちに監査対象業務が含まれているもの。(以下の表についても同じ。)

複合事例は次のとおり。

- ① 清掃業務(業務員業務委託)
- ② 清掃業務・警備業務(有人警備)
- ③ 清掃業務・警備業務(有人警備)・空調設備管理業務
- ④ 清掃業務・警備業務(有人警備)・消防用設備保守点検業務
- ⑤ 清掃業務・消防用設備保守点検業務
- ⑥ 警備業務(有人警備)・消防用設備保守点検業務

2 仕様書の作成方法

仕様書の作成方法は、次のとおりである。

国の建築保全業務共通仕様書を参考に作成している契約は15件と少なく、また、所管部局等の統一仕様により作成している契約は県立学校における業務員業務委託の33件のみであり、ほとんどの契約については、各機関が独自に作成している。

このため、記載内容は統一がとれておらず、履行期間や点検対象設備台数などの必要事項が記載されていない事例が見受けられた。また、そもそも仕様書を作成していない事例も見受けられた。

(単位:件)

業務名	国の建築保全業務 共通仕様書	所管部局等の 統一仕様	その他 (機関独自作成等)	合計
清掃業務			20	20
警備業務(有人警備)			3	3
警備業務(機械警備)	1		59	60
空調設備管理業務			37	37
消防用設備保守点検業務	4		60	64
自家用電気工作物保安管理業務	3		65	68
デマンド監視業務	1		39	40
2種類以上の業務の複合	6	33	12	51
合計	15	33	295	343

(注1)「国の建築保全業務共通仕様書」とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成しているもの。

(注2)作成していないものや作成方法を確認できないものがあつたため、「業務別の契約状況(平成26年度)」の契約件数と一致しない。

3 予定価格の積算方法

予定価格の積算方法は、次のとおりである。

国の建築保全業務積算基準等により積算している契約は14件と少なく、また、所管部局等の積算資料により積算している契約は県立学校における業務員業務委託の33件のみであり、ほとんどの契約については、各機関が予算額・前年度実績等(積算方法の根拠等が不明確であるものを含む。)により決定していた。

(単位:件)

業務名	国の建築保全業務 積算基準等	予算額・前年度 実績	業者の参考見積	所管部局等の積算 資料	その他 (機関独自積算等)	合計
清掃業務	3	8	6		3	20
警備業務(有人警備)	1	1			1	3
警備業務(機械警備)		51	13		1	65
空調設備管理業務		33	6			39
消防用設備保守点検業務	1	59	9		5	74
自家用電気工作物保安全管理業務		56	14		5	75
デマンド監視業務		36	10		2	48
2種類以上の業務の複合	9	6	1	33	2	51
合計	14	250	59	33	19	375

(注1)「国の建築保全業務積算基準等」とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定めているもの。

(注2)積算方法について確認できないものがあつたため、「業務別の契約状況(平成26年度)」の契約件数と一致しない。

4 他の類似庁舎等との仕様書・契約金額等の比較

仕様書・契約金額等について、他の類似庁舎等との比較状況は、次のとおりである。

比較を行っている契約は、合計件数で見ると8件(2.1%)と少なく、ほとんどの契約において比較を行っていない状況である。

(単位:件)

業務名	比較している	比較していない	合計
清掃業務	2	18	20
警備業務(有人警備)		3	3
警備業務(機械警備)	1	67	68
空調設備管理業務		39	39
消防用設備保守点検業務		77	77
自家用電気工作物保安管理業務		78	78
デマンド監視業務		50	50
2種類以上の業務の複合	5	46	51
合計	8	378	386

5 契約方法

契約方法の状況は、次のとおりである。

一般競争入札が29件、指名競争入札が37件、随意契約が320件となっている。

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条第1項により予定価格が100万円以下の委託契約は随意契約できることから、随意契約が最も多くなっている。

(単位:件)

業務名	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
清掃業務	6	2	12	20
警備業務(有人警備)	2	1		3
警備業務(機械警備)	4	1	63	68
空調設備管理業務	1		38	39
消防用設備保守点検業務			77	77
自家用電気工作物保安管理業務			78	78
デマンド監視業務			50	50
2種類以上の業務の複合	16	33	2	51
合計	29	37	320	386

6 警備業務（機械警備）の契約状況

(1) 警備業務（機械警備）の契約方法等

契約方法別の状況は、次のとおりである。

新庁舎建設等に伴う機械警備の導入時には一般競争入札等を行い競争性が働いているが、更新時には最初に業務を受託し機械を設置した業者と単独随意契約を繰り返し、競争性が働いていない状況である。

(単位:件)

契約方法		機械警備導入当初から現委託先と契約	不明	合計
機械警備の導入時	一般競争入札	4	-	4
	指名競争入札	1	-	1
	随意契約(見積競争)	1	-	1
機械警備の更新時	随意契約(単独随意契約)	48	14	62
合計		54	14	68

現委託先との通算契約年数の状況（平成27年3月31日現在）は、次のとおりである。

通算20年超の長期間にわたり契約をしている件数がかなり多い。

また、制度上、5年を上限とした長期継続契約が認められているにも関わらず活用せず、当初の機械設置業者と毎年、単独随意契約で更新を重ね、競争性や透明性に欠けると思われる契約が多く見受けられた。

(単位:件)

現委託先との契約年数(通算)別の契約件数						
5年以下	5年超～10年以下	10年超～15年以下	15年超～20年以下	20年超～	5年超であるが年数不明	合計
7	6	3	7	39	6	68

(2) 契約方法見直しの検討状況

単独随意契約による契約について、契約方法見直しの検討状況は、次のとおりである。

(単位:件)

検討している	6
検討していない	56
合計	62

なお、検討内容及び検討していない理由は、次のとおりである。

■ 検討内容

(単位:件)

内容	契約件数
長期継続契約の実施に向けた検討	4
競争性確保に向けた検討	2

■ 検討をしていない理由 (複数回答あり。)

(単位:件)

理由	契約件数
機械の撤去、設置等の費用が発生するため。	39
機械の撤去作業から新機械設置までの期間、警備システムに空白が生じるため。	7
その他	17

契約書を確認したところ、設置機械(所有権は設置業者が保有)に関し、契約終了時の撤去費用について、県負担としているもの、業者負担としているもの、あるいは、そもそも明確に定めていないものなど、統一的な取扱いとはなっていない状況であった。

7 長期継続契約の活用状況

(1) 長期継続契約制度

長期継続契約は、地方自治法(昭和22年4月法律第67号。以下「法」という。)第234条の3の規定に基づく契約である。

通常の契約は単年度ごとに契約を締結するのが原則であるが、長期継続契約は、毎年更新を繰り返す不合理をなくすために各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、債務負担行為を設定しなくても複数年度にわたる契約を締結できるものである。

平成16年の法改正により、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が拡大され、これまでの電気・ガス・水の供給等の契約のほか、新たに、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定める契約が対象となった。

このことを受け、本県においても、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年3月奈良県条例第48号)が制定され、長期継続契約を締結することができる契約の一つに、庁舎(これに付随する機械設備等を含む。)の管理業務の委託に関する契約が掲げられている。

また、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について」（平成17年5月10日付け出局総第14号出納局長通知）の中で、庁舎の管理業務の委託に関する契約については、原則として、契約の履行期間は1年以内とし、これに引継ぎ等契約の履行開始までに必要な準備期間を加えた契約期間を設定することとしている。ただし、機械警備等、契約当初に一定の初期費用を必要とする契約については、5年を限度として適切な履行期間に必要最低限の準備期間を加えた契約期間を設定することとしている。

（2）長期継続契約の活用状況

監査対象業務のうち、次のような庁舎管理業務は、その性質上、長期継続契約に適するものと考えられるが、その活用状況は次のとおりで、あまり活用されていない。

（単位：件）

業務名	契約件数	うち長期継続契約の件数	活用率 （％）
清掃業務	20	3	15.0
警備業務（有人警備）	3	3	100.0
警備業務（機械警備）	68	7	10.3
2種類以上の業務の複合	51	14	27.5
合計	142	27	19.0

また、長期継続契約を締結している契約について、契約期間の設定状況は次のとおりであり、警備業務（機械警備）を除き、大半が2年未満であった。

（単位：件）

業務名	契約期間					合計
	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	
清掃業務	3					3
警備業務（有人警備）	1		2			3
警備業務（機械警備）				3	4	7
2種類以上の業務の複合	14					14
合計	18	0	2	3	4	27

8 複数庁舎等一括契約の状況

入札・契約事務の効率化、委託費の削減等を図るため、複数の庁舎等を一括で契約している状況は、次のとおりである。

合計件数でみると、16件とかなり少ない状況であった。

(単位:件)

業務名	契約件数	うち複数庁舎等一括契約の件数
清掃業務	20	1
警備業務(有人警備)	3	
警備業務(機械警備)	68	1
空調設備管理業務	39	
消防用設備保守点検業務	77	8
自家用電気工作物保安管理業務	78	2
デマンド監視業務	50	2
2種類以上の業務の複合	51	2
合計	386	16

第3 都道府県調査の結果

全都道府県に管理委託(庁舎等)に係る契約について調査を行ったところ、46都道府県(本県を含む。)より回答を得た。(平成27年9月実施)

1 仕様書等の標準書式やマニュアルの作成等について

(1) 仕様書及び契約書の標準的な書式の作成状況

仕様書及び契約書の標準的な書式を定めているかどうかについては、次のとおりである。

半数の23団体が定めている。

ある	23
ない	23(本県を含む。)
合計	46

また「ある」と回答のあった団体について、各業務ごとの仕様書及び契約書の標準的な書式の作成状況は、次のとおりである。

業務名	標準書式	ある	ない
清掃業務	仕様書	19	4
	契約書	17	6
警備業務(有人警備)	仕様書	12	11
	契約書	10	13
警備業務(機械警備)	仕様書	12	11
	契約書	11	12
空調設備管理業務	仕様書	8	15
	契約書	13	10
消防用設備保守点検業務	仕様書	9	14
	契約書	13	10
自家用電気工作物保安全管理業務	仕様書	10	13
	契約書	11	12
デマンド監視業務	仕様書	3	20
	契約書	3	20

(2) マニュアルの作成状況

仕様書の作成や予定価格の積算等について、全庁共通または部局単位のマニュアルを定めているかどうかについては、次のとおりである。

約1/3の15団体が定めている。

ある	15	
ない	31	(本県を含む。)
合計	46	

(3) 契約指導担当部署の状況

仕様書の作成や予定価格の積算等について、全庁的または部局単位で指導を担当している部署があるかどうかについては、次のとおりである。

ある団体は、17団体であった。

ある	17	
ない	29	(本県を含む。)
合計	46	

2 長期継続契約制度の導入について

(1) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定状況

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定状況は、次のとおりである。

制定している団体は、41団体（本県を含む。）であった。

制定している	41	(本県を含む。)
制定していない	5	
合計	46	

(2) 各業務ごとの長期継続契約期間（上限）の状況

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定している団体について、本件監査対象業務に係る各業務ごとの長期継続契約の対象・非対象、また対象の場合の契約期間（上限）は、次のとおりである。

警備業務（機械警備）を除いては、本県に比べ契約期間（上限）が長い団体が多い。

業務名	非対象	対象	契約期間(上限)						合計
			1年	2年	3年	5年	8年	機械等の耐用年数	
清掃業務	7	34	3	2	26	3			34
警備業務(有人警備)	8	33	3	1	27	2			33
警備業務(機械警備)	4	37		2	12	17	1	5	37
空調設備管理業務	8	33	2	2	25	4			33
消防用設備保守点検業務	12	29	2	1	22	4			29
自家用電気工作物保安全管理業務	9	32	3	2	23	4			32
デマンド監視業務	25	16	2	1	10	3			16

※上表は、本県を含む。なお、本県の状況は下表のとおり。

業務名	契約期間(上限)
清掃業務	1年
警備業務(有人警備)	1年
警備業務(機械警備)	5年
空調設備管理業務	1年
消防用設備保守点検業務	1年
自家用電気工作物保安全管理業務	1年
デマンド監視業務	1年

3 警備業務（機械警備）契約の競争性の確保対策について

警備業務（機械警備）契約においては、更新時に設置機械の撤去費用や設置費用が発生することから、長年にわたり、当初の機械設置業者と毎年、単独随意契約で更新を重ね、競争性が働きにくい状況にある。

そこで、競争性を妨げる要因を解消するために工夫している団体は、次のとおりである。

工夫している16団体の内容は、設置機械の耐用年数を勘案の上、機械の撤去も含め長期継続契約を締結することとして競争性の確保に努めているなどであった。

工夫している	16
工夫していない	30（本県を含む。）
合計	46

4 複数庁舎等一括契約の実施状況について

(1) 一括契約の実施状況

庁舎等所在地域や同種庁舎等などでの一括契約の実施状況は、次のとおりである。

実施している団体は、25団体（本県を含む。）であった。

実施している	25（本県を含む。）
実施していない	21
合計	46

実施している団体について、各業務ごとの実施状況は次のとおりである。

業務名	未実施	実施	一括契約の事例				合計
			所在地域	同種庁舎等	所在地域及び同種庁舎等	その他	
清掃業務	13	12	7	3		2	12
警備業務(有人警備)	16	9	5	3	1		9
警備業務(機械警備)	13	12	6	2	3	1	12
空調設備管理業務	18	7	5			2	7
消防用設備保守点検業務	12	13	7	1	2	3	13
自家用電気工作物保安管理業務	13	12	5	3	1	3	12
デマンド監視業務	24	1				1	1

(2) 一括契約を実施することによるメリット・デメリット

一括契約を実施している団体に対し、一括契約をすることによるメリット・デメリットについて調査したところ主な回答は、次のとおりである。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 各機関の契約事務の軽減 スケールメリットによるコスト削減 委託仕様の標準化による維持管理の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> 一括契約担当機関の契約事務の増加 業者の受注機会の減少

第4 監査意見

今回監査した管理委託（庁舎等）に係る契約は、ほとんど全てが庁舎等の管理を所管する各機関ごとに行われているが、契約事務の適正化・効率化等を図るため、関係所管課と連携のうえ、特に改善が必要と思われる次の項目について検討や取組等を進められたい。

1 契約事務に関する全庁的な基準やマニュアルの作成等について

委託業務内容を具体的に示す仕様書の作成方法は、各機関でばらつきがあるとともに、他の類似庁舎等との比較もほとんど行っていない状況であり、契約書についても各機関で作成されているため、仕様書及び契約書の記載内容は必ずしも統一がとれておらず、必要事項が記載されていないなど問題のある事例も見受けられた。

また、予定価格の積算は、各機関において独自に行われているが、多くの機関は前年度の契約実績や当年度の予算額をもとに予定価格を決定しており、契約金額等についても他の類似庁舎等との比較をほとんど行っていない状況であった。

積算根拠を明確にして適正な積算を行う必要があるが、積算根拠等が不明確で合理的な説明がなされない事例も見受けられた。

業務仕様に違いがあるため一概には言えないが、例えば清掃業務について1㎡当たりの価格で比較してもかなりの開きが認められ、その価格積算が適当か懸念が残る。

庁舎等の管理の適正化や契約事務の適正化・効率化等を図るため、他の都道府県事例も参考として、仕様書及び契約書に係る標準的な書式や予定価格の積算基準等を整備した全庁共通のマニュアルの作成並びにその指導の充実について検討されたい。

2 管理委託（庁舎等）に関する長期継続契約の契約期間の見直し等について

長期継続契約制度は、毎年継続的に行われることを通例とする業務について、毎年更新手続きを繰り返すという不合理をなくし、円滑な事務の執行を図るために設けられたものであるが、管理委託（庁舎等）に関し、あまり活用されていない状況であった。

その要因の一つとして、本県では、管理委託（庁舎等）に関する長期継続契約の契約期間（上限）が、機械警備等のように契約当初に一定の初期費用を必要とする場合を除き、原則として、1年の履行期間に必要な準備期間を加えた期間以内とされていることから、長期継続契約であっても、毎年、契約を締結せざるを得ず、なんら事務の効率化に資するものとなっていないということが考えられる。

管理委託（庁舎等）に関する長期継続契約の契約期間（上限）について、長期継続契約制度の趣旨や効果を踏まえるとともに、本県に比べ長い団体が多いという他の都道府県の状況も勘案して、適切な期間となるよう検討されたい。

また、長期継続契約の活用の促進についても検討されたい。

3 機械による警備委託の競争性及び透明性の確保について

機械による警備委託について、制度上、5年を上限とした長期継続契約が認められているにも関わらず活用せず、通算して20年を超える長年にわたり、当初の機械設置業者と毎年、単独随意契約で更新を重ね、競争性や透明性に欠けると思われる契約が多く見受けられた。

その要因としては、設置機械（所有権は設置業者が保有）に関し、耐用年数が数年あるにも関わらず、その撤去とその費用については、契約書上必ずしも統一的な取扱いとはなっておらず、また、撤去も含めて契約することとすれば経費も嵩むと考えられることから、事実上、機械設置業者が毎年継続して業務を受託するであろうということを見込んで、契約事務を進めてきたことによるものと思われる。

機械による警備委託について、機械警備に使用する機械の耐用年数を勘案した長期継続契約の締結を促進するとともに、他の都道府県の事例も参考として、設置機械の撤去等の取扱いを明確にし、契約更新時における競争性及び透明性の確保を図られたい。

4 複数庁舎等一括契約の促進について

複数庁舎等について一括契約し、事務の効率化や経費節減に努めている事例は、ほとんど見受けられなかった。

しかし、庁舎等所在地域や同種庁舎等などでの一括契約を実施している本県の機関や他の都道府県からの調査結果をみると、一括契約のデメリットとして業者の受注機会減少等への影響も懸念される一方で、メリットとして経費縮減や事務の効率化等の効果も期待できると考えられることから、庁舎等所在地域や同種庁舎等などでの一括契約の促進ができないか検討されたい。

別表 監査対象庁舎等及び監査対象機関

庁舎等区分	監査対象庁舎等	監査対象機関
① 県庁	県庁舎・分庁舎・北分庁舎	管財課
	県庁舎(議会棟)	議会事務局
② 総合庁舎	奈良総合庁舎	奈良県税事務所
	郡山総合庁舎	自動車税事務所
	高田総合庁舎	中南和県税事務所(高田県税事務所)
	桜井総合庁舎	中南和県税事務所(桜井県税事務所)
		精神保健福祉センター
景観・環境総合センター		
橿原総合庁舎	中南和県税事務所	
③ 県立学校	奈良朱雀高等学校	奈良朱雀高等学校
	奈良高等学校	奈良高等学校
	西の京高等学校	西の京高等学校
	平城高等学校	平城高等学校
	高田高等学校	高田高等学校
	登美ヶ丘高等学校	登美ヶ丘高等学校
	山辺高等学校	山辺高等学校
	生駒高等学校	生駒高等学校
	奈良北高等学校	奈良北高等学校
	郡山高等学校	郡山高等学校
	大和中央高等学校	大和中央高等学校
	法隆寺国際高等学校	法隆寺国際高等学校
	西和清陵高等学校	西和清陵高等学校
	添上高等学校	添上高等学校
	二階堂高等学校	二階堂高等学校
	磯城野高等学校	磯城野高等学校
	橿原高等学校	橿原高等学校
	畝傍高等学校	畝傍高等学校
	高取国際高等学校	高取国際高等学校
	奈良情報商業高等学校	奈良情報商業高等学校
	桜井高等学校	桜井高等学校
	大宇陀高等学校	大宇陀高等学校
	榛生昇陽高等学校	榛生昇陽高等学校
	王寺工業高等学校	王寺工業高等学校
	大和広陵高等学校	大和広陵高等学校
	香芝高等学校	香芝高等学校
	高田高等学校	高田高等学校
	御所実業高等学校	御所実業高等学校
	青翔高等学校(青翔中学校を含む。)	青翔高等学校
	大淀高等学校	大淀高等学校
	吉野高等学校	吉野高等学校
	五條高等学校	五條高等学校
	十津川高等学校	十津川高等学校
	盲学校	盲学校
	ろう学校	ろう学校
	奈良養護学校	奈良養護学校
	奈良東養護学校	奈良東養護学校
	奈良西養護学校	奈良西養護学校
	二階堂養護学校	二階堂養護学校
	高等養護学校	高等養護学校
	明日香養護学校	明日香養護学校
	西和養護学校	西和養護学校
	大淀養護学校	大淀養護学校

庁舎等区分	監査対象庁舎等	監査対象機関
④ 警察署	奈良警察署	警察本部・奈良警察署
	奈良西警察署	警察本部・奈良西警察署
	生駒警察署	警察本部・生駒警察署
	郡山警察署	警察本部・郡山警察署
	西和警察署	警察本部・西和警察署
	天理警察署	警察本部・天理警察署
	天理警察署田原本警察庁舎	
	桜井警察署	桜井警察署
	桜井警察署宇陀警察庁舎	警察本部・桜井警察署
	橿原警察署	橿原警察署
	高田警察署	警察本部・高田警察署
	高田警察署御所警察庁舎	高田警察署
	香芝警察署	警察本部・香芝警察署
	五條警察署	警察本部・五條警察署
	五條警察署十津川警察庁舎	五條警察署
	吉野警察署	警察本部・吉野警察署
	吉野警察署さくら警察庁舎	
⑤ ③・④以外の 単独庁舎	消防学校	消防学校
	自治研修所	自治研修所
	中央こども家庭相談センター	中央こども家庭相談センター
	高田こども家庭相談センター	高田こども家庭相談センター
	吉野保健所	吉野保健所
	内吉野保健所	
	保健研究センター	保健研究センター
	薬事研究センター	薬事研究センター
	食品衛生検査所 食肉検査課	食品衛生検査所
	消費生活センター	消費生活センター
	産業振興総合センター	産業振興総合センター
	南部農林振興事務所 総務企画課、林業振興第一課、森林整備課	南部農林振興事務所
	南部農林振興事務所 土地改良課	
	農業研究開発センター(病害虫防除所を含む。)	農業研究開発センター
	果樹・薬草研究センター	
	大和茶研究センター	
	大和野菜研究センター	
	畜産技術センター 総務課、研究開発第一課	畜産技術センター
	畜産技術センター 研究開発第二課	
	家畜保健衛生所 業務第一課	家畜保健衛生所
	家畜保健衛生所 業務第二課	
	森林技術センター	森林技術センター
	奈良土木事務所	奈良土木事務所
	高田土木事務所	高田土木事務所
	吉野土木事務所	吉野土木事務所
	吉野土木事務所 上北・下北復旧復興課	
	五條土木事務所	五條土木事務所
	五條土木事務所 十津川復旧復興課	
	教育研究所	教育研究所
	合計	95庁舎

※ 県庁舎議会棟は県庁の一部であるため、監査対象庁舎としては県庁舎に含めてカウントしている。